# 政令

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第三百九十五号**

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに同法第十三条第四項及び附則第三条第三項、同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十二条第四項並びに独立行政法人男女共同参画機構法附則第三条第七項、第四条第三項及び第十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第八条）
第二章　経過措置（第九条―第十三条）
附則

## 第一章　関係政令の整備

（道路運送車両法施行令の一部改正）

**第一条**　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

**第二条**　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の一号を加える。

五十二　独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第五条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館（以下「旧国立女性教育会館」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人男女共同参画機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十八　旧国立女性教育会館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十五　旧国立女性教育会館

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「独立行政法人大学入試センター」の下に「、独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

四　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

**第四条**　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構」を「、国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

**第五条**　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 独立行政法人男女共同参画機構 | 独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）第十三条第一項 | 内閣府令 | 一般会計 |

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

**第六条**　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第七条**　国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

**第八条**　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号ヘ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。

## 第二章　経過措置

（国が承継する資産の範囲等）

**第九条**　独立行政法人男女共同参画機構法（以下「機構法」という。）附則第三条第二項の規定により国が承継する資産は、内閣総理大臣及び文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

2　前項の国が承継する資産は、一般会計に帰属する。